

㊦心身障害者医療費助成制度の柔道整復療養費に係る取扱要領

(目的)

- 1 この取扱要領は、心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号。以下「条例」という。）第5条第2項及び心身障害者の医療費の助成に関する条例施行規則（昭和49年東京都規則第113号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定に基づき、条例及び規則（以下「条例等」という。）に規定する対象者（以下「対象者」という。）が柔道整復療養費に係る医療費の助成を受ける場合の取扱いを定めることを目的とする。

(医療助成費の受領の委任)

- 2 対象者は、東京都知事（以下「知事」という。）が4（3）により承認した柔道整復師に、医療助成費の受領を委任することができる。

(基本的事項)

- 3 2に規定する受領の委任とは、対象者が柔道整復師に医療助成費の受領を委任し、柔道整復師が対象者に代わって東京都に請求する取扱い（以下「受領委任の取扱い」という。）であり、その基本的事項については、次のとおりとする。
 - (1) 東京都内に所在する施術所の施術管理者として、平成22年5月24日付保発0524第2号厚生労働省保険局長通知「柔道整復師の施術に係る療養費について」別添2「受領委任の取扱規程」第2章11の受領委任の承諾（以下「関東信越厚生局長の受領委任の承諾」という。）を得て、第9章46に定める名簿に登録された柔道整復師を、本取扱要領における受領委任に係る施術管理者（以下「施術管理者」という。）とすること。
 - (2) 施術管理者及び施術管理者が施術を行う施術所において勤務する他の柔道整復師（以下「勤務する柔道整復師」という。）は、柔道整復に係る施術（以下「施術」という。）については、関係法令及び通達を遵守し、懇切丁寧に行うこと。また、施術は、対象者の療養上妥当適切なものとする。
 - (3) 施術所の開設者は、施術管理者及び勤務する柔道整復師が行った心身障害者医療費助成制度に係る施術及び医療助成費の請求について、施術管理者及び勤務する柔道整復師を適切に監督するとともに、これらの事項については、これらの者と同等の責任を負うこと。

(受領委任の申出と承認)

- 4 受領委任の取扱いに係る申出と承認については、次のとおりとする。
 - (1) 施術管理者は、受領委任に係る取扱いを行うときは、「㊦心身障害者医療助成費の受領委任の取扱いに係る申出書」（別記第1号様式。以下「申出書」という。）により、知事に申し出ること。受領委任の取扱いについては、本要領に定める事項を遵守すること。
 - (2) 4（1）の申出は、関東信越厚生局長の受領委任の承諾を受け、登録記号番号を付与された施術管理者が行うことができる。
 - (3) 知事は、4（1）の申出があったときは、申出内容を審査の上、適当と認めるときは受領委任の取扱いの承認を行い「㊦心身障害者医療助成費の受領委任の取扱いに係る承認書」（別記第2号様式）により施術管理者に通知する。

(支給申請書の提出)

- 5 施術に係る医療助成費の請求は、次のとおり行う。
 - (1) 施術管理者は、施術を行った月の翌月10日までに、「**医療助成費支給申請書(柔道整復師)**」(別記第3号様式。以下「支給申請書」という。)により、知事に医療助成費を申請すること。
 - (2) 勤務する柔道整復師(関東信越厚生局に登録済みの者に限る。)の施術に係る医療助成費の申請は、施術管理者である柔道整復師が行うこと。
 - (3) 施術管理者は、支給申請書の提出にあたっては、所定の欄に必ず関東信越厚生局で付番された登録記号番号を記入すること。

(受給資格の確認等)

- 6 施術管理者及び勤務する柔道整復師は、対象者から施術を求められた場合は、その者の提出する被保険者証又は組合員証とともに受給者証(以下「被保険者証等」という。)によって医療助成費を受領する資格があることを確認すること。ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証等を提出することができない対象者であつて、医療助成費を受領する資格が明らかなものについてはこの限りでないが、この場合には、その事由がなくなった後、遅滞なく被保険者証等を確認すること。

(医療助成費の支払)

- 7 知事は、5による支給申請書の提出があつたときは、内容を審査し、提出のあつた月の翌月25日(25日が日曜日又は土曜日若しくは国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日(以下「日曜日等」という。)に当たるときは、日曜日等でないその直後の日)までに、指定された金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

なお、施術管理者は、上記の方法により支払われる医療助成費の受領事務について、代理人を定め、委任をすることができる。この場合、施術管理者は、「委任状」(別記第4号様式。以下「委任状」という。)により、知事に届け出ること。

(届出義務)

- 8 施術管理者は、次の事項について届け出なければならない。
 - (1) 施術管理者は、受領した医療助成費の額に差違が生じたときは、直ちに知事に届け出るとともに、知事の指示に従うこと。
 - (2) 施術管理者は、申出書及び委任状に記載した事項に変更があつたときは、速やかに「**心身障害者医療助成費の受領委任の取扱いに係る変更届**」(別記第5号様式)により、変更の内容及び変更年月日を知事に届け出ること。
 - (3) 施術管理者は、4(2)に規定する登録記号番号を廃止したとき、施術所を廃止したとき及び受領委任の取扱いを廃止するときは、「**心身障害者医療助成費の受領委任の取扱いに係る廃止届**」(別記第6号様式)により、廃止する事項及び廃止年月日を知事に届け出ること。

(施術録の保存)

- 9 施術管理者は、医療助成費の受領委任に係る施術録をその他の施術録と区別して整理し、保険給付決定額及び医療助成費受領額並びに受給者証の受給者番号等必要な事項を記載した上で、これを施術が完結した日から5年間保存すること。

(指導・監査)

1 0 施術管理者、開設者、勤務する柔道整復師及び7により施術管理者から医療助成費の受領事務の代理人と定められた者は、東京都による指導及び監査に、次のとおり応じること。

- (1) 知事が必要であると認めたときは、施術に関する帳簿及び書類を閲覧させ、説明を求め、又は報告を行うこと。施術所が廃止された後でも、受領委任の取扱いを行っていた期間の施術に関する帳簿及び書類については、廃止後5年間は同様の扱いとする。
- (2) 関係法令若しくは通達又はこの取扱要領に違反し、その是正等について知事から指導を受けたときは、直ちにこれに従うこと。

(医療助成費の返還)

1 1 施術管理者は、偽りその他の不正の行為によって、医療助成費を受領したときは、当該受領額の全部を直ちに知事に返還すること。

(受領委任の取扱いの中止)

1 2 施術管理者又は勤務する柔道整復師が、この取扱要領に違反した場合、又は柔道整復療養費（全国健康保険協会管掌健康保険・組管掌健康保険・船員保険・国民健康保険・後期高齢者医療）の受領委任の取扱いを中止された場合には、知事は直ちにこの受領委任の取扱いを中止すること。

また、以後5年（令和元年8月2日付保発0802第4号厚生労働省保険局長通知「施術管理者の要件の特例に係る受領委任の取扱いの中止に係る取扱いについて」（以下「特例に係る中止取扱通知」という。）の適用を受ける場合は、当該通知に定める期間）を経過した後、再び申出があるまでの間は、知事は受領委任の取扱いを認めない。

(取扱開始日)

1 3 本取扱要領に基づく受領委任の取扱開始日は、原則として関東信越厚生局長の受領委任の承諾による登録年月日とする。ただし、4（1）の申出日が当該登録年月日から6月を経過している場合は、申出年月日の属する月の初日とする。

(契約期間)

1 4 本取扱要領に基づく契約の有効期間は、4（3）の承認日から1年間とする。ただし、期間満了1か月前までに施術管理者から特段の意思表示がない場合には、期間満了の日の翌日において更に1年間順次更新したものとする。

附 則

この取扱要領は、平成12年1月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、平成19年7月1日から施行する。

附 則

1 この取扱要領は、平成22年9月1日から施行する。

2 平成22年8月31日までに於いて、改正前の取扱要領に基づき、申出書により知事に

申出を行い、知事から承認の通知を受けていた者については、特段の申出がない限り、平成22年9月1日以降、改正後の取扱要領に基づく承認の通知を受けているものとみなす。

附 則

- 1 この取扱要領は、平成23年1月1日から施行する。
- 2 改正後の取扱要領の規定は、施行日以後に行われる施術に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた施術に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 平成23年6月30日までに行われる施術に係る医療費の助成については、改正前の申請書又はそれに準ずる様式用の紙に所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

この取扱要領は、平成24年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この取扱要領は、平成25年5月1日から施行する。
- 2 この取扱要領の施行の際、旧支給申請書用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この取扱要領は、平成27年12月1日から施行する。
- 2 この取扱要領の施行の際、旧申出書で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この取扱要領は、平成30年8月29日から施行する。
- 2 この取扱要領の施行の際、旧支給申請書用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この取扱要領は、平成31年2月1日(以下「施行日」という。)から適用する。
- 2 改正後の取扱要領の規定は、施行日以後に行われる施術に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた施術に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この取扱要領の施行の際、旧取扱要領別記様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この取扱要領は、令和元年5月28日から施行する。
- 2 この取扱要領の施行の際、別記第1号様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この取扱要領は、令和2年6月1日から施行する。ただし、取扱要領12の規定は、令和元年10月1日から適用する。
- 2 この取扱要領の施行の際、別記第1号様式及び別記第3号様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則

- 1 この取扱要領は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この取扱要領の施行の際、別記第1号様式、第3号様式、第4号様式、第5号様式及び第6号様式で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。